

箱根町林地台帳事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第191条の4に基づき箱根町が作成した箱根町林地台帳について、法第191条の5の規定による林地台帳及び林地台帳地図の公表、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「施行令」という。）第10条の規定による台帳情報の提供、法第191条の6の規定による林地台帳及び林地台帳地図の正確な記載を確保するための措置を行う際の取扱いについて、法、施行令、森林法施行規則（平成26年農林省令第54号）、林地台帳制度の運用上の留意事項について（平成29年3月29日28林整計第400号）、箱根町情報公開条例（平成15年箱根町条例第14号）、箱根町個人情報保護条例（平成14年箱根町条例第26号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 林地台帳 法第5条に規定する地域森林計画区域における土地の所有者の氏名又は名称及び住所など、法に規定されている事項と省令等で規定された森林の土地に関する情報を「地番」を単位として取りまとめた帳簿をいう。
- (2) 林地台帳地図 林地台帳に記載された地番の位置を示す縮尺5千分の1の森林の土地に関する地図をいう。
- (3) 林地台帳情報 林地台帳に記載された事項及び林地台帳地図をいう。

(林地台帳情報の性格)

第3条 記載されている地番や森林所有者等の情報については、全ての項目が登記情報と整合性が図られているものではなく、また全ての箇所を実測・確認しているものではないため、地番界、所有界、土地に関する諸権利について証明するものではない。

(林地台帳情報の公表)

第4条 林地台帳情報の公表の対象項目は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 林地台帳 森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所が含まれない情報
- (2) 林地台帳地図 地番界の線が入っていない地図

(林地台帳情報の閲覧対象者)

第5条 林地台帳情報の閲覧の対象者は制限しない。

(公表方法)

第6条 林地台帳情報の公表方法は、林地台帳を管理する企画観光部観光課（以下「窓口」という。）での書面による閲覧及び写しの交付とする。

(閲覧等に係る経費)

第7条 林地台帳情報を閲覧する場合の経費は無償とする。

2 前条に定める写しの交付に際しては、写しの交付を希望する者が箱根町情報公開条例施行規則（平成15年箱根町規則第21号）第10条第3項の別表に定められた経費を負担するものとする。

(閲覧の申請)

第8条 林地台帳情報の閲覧を申請する者（以下「申請者」という。）は、林地台帳閲覧申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を窓口を持参し、提出するものとする。

2 代理人により申請を行う場合は、委任状（第2号様式）又は代理人選任届その他の申請者の意思が確認できる書類の原本を申請書に添付するものとする。

(申請者の確認)

第9条 申請者は窓口において申請者本人又は代理人であることを確認できる書類（別表1。以下「本人等確認書類」という。）の原本を提示するものとし、企画観光部観光課担当者（以下「窓口担当者」という。）はこれにより申請者の確認を行うものとする。この場合において、申請者が法人のときは、当該法人の名称、所在地等が確認できる書類及び窓口に来た者と法人との関係が確認できる書類（従業員証等）を提示するものとする。

(申請者の受付)

第10条 窓口担当者は、申請書の記載事項に記入漏れがないか、本人等確認書類が原本であるかを確認するものとし、不備がある場合はその内容を具体的に説明し補正を求めることとする。

2 代理人による申請の場合は、委任状又は代理人選任届その他の申請者の意思が確認できる書類が原本であるかを確認するものとする。

(閲覧の決定)

第11条 窓口担当者は、申請書及び本人等確認書類の氏名及び住所が一致しているか、留意事項を了承しているかを確認し、申請者に閲覧の可否を伝えるものとする。

2 申請書に記載された利用目的が開発又は不動産開発の場合には、窓口担当者は申請者に対

して伐採等届出制度及び林地開発許可制度の説明を行うものとする。

(閲覧)

第 12 条 窓口担当者は、申請書及び本人等確認書類の確認後、書類に不備がなければ、留意事項を書面及び口頭にて説明のうえ、閲覧に供するものとし、必要に応じて閲覧の補助を行うものとする。

(写しの交付)

第 13 条 窓口担当者は、写しの交付を行うときは、留意事項について申請者に書面及び口頭にて説明をしたうえで、個人情報や不確実情報が含まれないものにより行うものとする。

(情報提供の対象者)

第 14 条 所有者の氏名又は名称及び住所を含む林地台帳情報は、次のいずれかに該当する者に提供できるものとする。

- (1) 当該森林の土地所有者、当該森林の森林所有者又は当該森林の施業若しくは経営の委託を受けた者
- (2) 当該森林の土地に隣接する森林の土地所有者、当該森林の土地に隣接する森林の森林所有者又は当該森林の土地に隣接する森林の施業若しくは経営の委託を受けた者
- (3) 神奈川県内の森林を対象とする森林経営計画に係る法第 11 条第 5 項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者
- (4) 農林水産大臣又は神奈川県知事

(情報提供の方法)

第 15 条 林地台帳情報の提供は、窓口において書面 (A4 版又は A3 版) により行うものとする。

(情報提供に係る経費)

第 16 条 写しの交付を受ける場合、林地台帳情報の提供を希望する者 (以下「申出者」という。) は箱根町情報公開条例施行規則第 10 条第 3 項の別表に定められた経費を負担するものとする。

(情報提供の申し出)

第 17 条 申出者は、林地台帳情報提供依頼申出書 (第 3 号様式。以下「申出書」という。) 及び情報提供対象者であることを証する次の書類を窓口に持参し、提出するものとする。

- (1) 第 14 条第 1 号に該当する者にあつては、情報提供を受けようとする森林の土地又は森林の所有を証明する書類若しくはその経営の委託を受けていることを証明する書類

(2) 第14条第2号に該当する者にあつては、情報提供を受けようとする森林の隣接地又は隣接する森林の所有を証明する書類若しくはその経営の委託を受けていることを証明する書類

(3) 第14条第3号に該当する者にあつては、神奈川県内で森林経営計画の認定を受けていることを証明する書類

2 代理人により申請を行う場合は、委任状又は代理人選任届その他の申請者の意思が確認できる書類の原本を添付するものとする。

3 林地台帳に記載された事項と併せて林地台帳地図の提供を受けたい場合は、申出書備考欄にその旨を記載するものとする。

(申出者の確認)

第18条 申出者は、窓口において申出者本人又は代理人の本人等確認書類の原本を提示するものとし、窓口担当者はこれにより申出者の確認を行うものとする。この場合において、申出者が法人の場合は、当該法人の名称、所在地等が確認できる書類及び窓口に来た者と法人との関係が確認できる書類（従業員証明等）を提示するものとする。

(申出者の受付)

第19条 窓口担当者は、申出書の記載事項に記入漏れがないか、本人等確認書類が原本であるか、その他証明書類が揃っているかを確認するものとする。

2 申出書に不備がある場合は、窓口担当者は申出者に対してその内容を具体的に説明して補正を求めることとする。

(情報提供の決定)

第20条 窓口担当者は、申出書及び本人等確認書類の氏名及び住所が一致しているか、情報提供対象者であるかを確認し、申出者に情報提供の可否を伝えるものとする。

(情報提供)

第21条 窓口担当者は、申出書及び本人等確認書類の確認後、書類に不備がなければ留意事項を書面及び口頭にて説明のうえ、情報提供を行うこととする。

2 情報提供に際して準備に時間がかかる場合は、窓口担当者は申出者にその旨を説明し、後日情報提供を行うことができるものとする。

(修正申出の対象)

第22条 森林の土地所有者は、所有する森林の土地について、林地台帳の登記簿上の所有者、現に所有している者、所有者と見なされる者又は地図の地番の修正申出を行うことが出来

る。

(修正申出書の提出)

第 23 条 修正申出を行おうとする者（以下「修正申出者」という。）は、林地台帳又は森林の土地に関する地図の修正申出書（第 4 号様式。以下「修正申出書」という。）、修正申出を行おうとする森林の土地の所有を証明する書類及び修正事項を証明する書類（別表 2。以下「証明書類」という。）を窓口を持参し、提出するものとする。

2 代理人により申請する場合は、委任状又は代理人選任届その他の申請者の意思が確認できる書類の原本を修正申請書に添付するものとする。

(修正申出書の確認)

第 24 条 修正申出者は、窓口において申出者本人又は代理人の本人等確認書類の原本を提示するものとし、窓口担当者はこれにより修正申出者の確認を行うものとする。この場合において、修正申出者が法人の場合は、当該法人の名称、所在地等が確認できる書類と、窓口に来た者と法人との関係が確認できる書類（従業員証明等）を提示するものとする。

(修正申出書の受付)

第 25 条 窓口担当者は、修正申出書の記載事項に記入漏れがないか、本人等確認書類が原本であるか、その他証明書類が揃っているか確認するものとする。

2 修正申出書に不備がある場合は、窓口担当者は修正申出者に対してその内容を具体的に説明して補正を求めることとする。

3 代理人による修正申出の場合は、委任状又は代理人選任届その他の申請者の意思が確認できる書類が原本であるか確認するものとする。

(修正申出書の内容確認)

第 26 条 窓口担当者は、修正申出書及び本人確認書類、修正申出者が当該森林の土地所有者である旨を示す書類及び修正事項を証明書類の内容を確認し、不備がある場合は受理できない旨を伝え、適宜申出書の修正等の補助を行うものとする。

(修正要否の結果通知)

第 27 条 窓口担当者は、別表 3 により修正の要否を判断し、修正することとした場合は林地台帳情報の修正申出検討結果通知書（修正実施）（第 5 号様式）により、修正しない場合は林地台帳情報の修正申出検討結果通知書（修正不実施）（第 6 号様式）により、修正申出者に通知するものとする。

2 修正の要否判断や通知に時間がかかる場合は、窓口担当者は修正申出者にその旨を説明

し、前項の通知書を後日郵送することができるものとする。

(林地台帳情報の管理)

第 28 条 林地台帳情報は、企画観光部観光課長（以下「管理者」という。）が管理する。

(林地台帳情報の修正及び更新)

第 29 条 管理者は、林地台帳及び林地台帳地図の精度向上を図るため、林地台帳情報の修正及び更新を行うものとする。

2 修正申出書による林地台帳情報の修正は、別表 4 により行うものとする。

3 森林の土地の所有者届書（法第 10 条の 7 の 2）が提出された場合は、受理後に別表 5 により林地台帳の記載事項を修正又は更新するものとする。

4 国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 23 条第 1 項の届出に関する情報提供を受けた場合は、記載内容に従い、別表第 6 により林地台帳の記載事項を修正又は更新するものとする。

5 前 3 項に定めるもののほか、管理者は、次の情報を定期的に取り得し、林地台帳の記載事項を修正又は更新するものとする。

(1) 登記情報（別表第 7）

(2) 固定資産課税台帳情報に基づいた登記簿上の所有者以外の情報

(3) 地積調査実施情報（別表第 8）

(4) 住民基本台帳情報（別表第 9）

(5) 境界の明確化に係る事業等の実施情報（別表第 10）

(6) 森林経営計画の認定情報（別表第 11）

(7) 地域森林計画対象森林の区域の変更情報（別表第 12）

(8) 市町村森林計画の樹立・変更による更新情報（別表第 12）

(9) その他管理者が必要に応じて取得した情報

6 管理者は、次の情報を定期的に取り得し、地図の情報を更新するものとする。（別表 13）

(1) 地積調査成果情報

(2) 5 条森林区域の変更（編入、除外等）情報

(3) 境界明確化事業や効率的な手法導入推進基本調査等の成果情報

(4) 公図（不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 14 条）、地番図（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 380 条第 3 項）等の林地台帳地図の原案作成に使用した地図情報

(5) その他管理者が必要に応じて取得した情報

附 則

この要領は、令和2年9月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月28日から施行する。

別表 1 (第 9 条関係)

| | |
|--------|---|
| 本人確認書類 | 下記のうちどれか一つ ・運転免許証 ・住民基本台帳カード (マイナンバーカード) の写し ・その他公的機関が発行した身分証明書の写し |
|--------|---|

別表 2 (第 23 条関係)

| | |
|-------------|--|
| 修正事項を証明する書類 | ・登記事項証明書又はその写し ・売買契約書の写し ・遺産相続分割協議書の写し ・贈与契約書の写し ・その他管理者が認めるもの |
|-------------|--|

別表 3 (第 27 条関係)

| 判断情報 | 林地台帳 | 地 図 |
|----------------------------|--|---|
| 登記事項証明書 | [修正判断] 「登記簿上の所有者」欄の「登記年月日」より新しい年月日の場合 [修正事項] 「登記簿上の所有者」及び「現に所有している者」欄の所有者名等を変更する。 | [修正判断] 地積調査終了箇所で、分合筆された場合 (分筆登記の図面等が添付された場合) [修正事項] 「地番表示と「地図境界」。境界は登記に基づく電子データを入手した後に変更 |
| 売買契約書 遺産分割協議書 贈与契約書等 | [修正判断] 「現に所有している者」欄の「届出年月日・記載月日」より新しい年月日の場合 | [修正判断] (誤記載以外は修正しない) |
| | [修正事項] 「現に所有している者」欄の所有者名等を変更する。 | [修正事項] 境界は修正しない (小班の一部のみが売買されていた場合、都道府県に情報提供する。) |

別表 4 (第 29 条関係)
第 29 条第 2 項の修正申出書による場合

| 林地台帳記載項目 | | 修正申出による修正又は更新の方法 |
|---------------------------|----------------|--|
| 現に所有している者 又は所有者とみなされる者 | 氏名・名称 | 修正申出に基づき所有者氏名（法人の場合は名称）を修正する。 （登記事項証明書による場合は登記の所有者欄も修正） |
| | 住 所 | 修正申出に基づき所有者住所を記載する。 |
| | 共 有 | 修正申出に基づき共有の有無を修正する。 |
| | 記載事由 | 「所有者本人による修正申出」を記載する。 |
| | 届出年月日 記載年月日 | 修正の通知日を記載する。 |

別表 5 (第 29 条関係)
森林法第 10 条の 7 の 2 届出による場合

| 林地台帳記載項目 | | 届出書記載事項による修正又は更新の方法 |
|---------------------------|----------------|---------------------------------|
| 現に所有している者 又は所有者とみなされる者 | 氏名・名称 | 届出人の氏名（法人の場合は名称）を記載する。 |
| | 住 所 | 届出人の住所を記載する。 |
| | 共 有 | 持分割合が記載されている場合、共有として「(有)」を記載する。 |
| | 記載事由 | 「森林の土地の所有者届出」を記載する。 |
| | 届出年月日 記載年月日 | 届出書の届出年月日を記載する。 |

別表6（第29条関係）
 国土利用計画法第23条第1項の届出による場合

| 林地台帳記載項目 | | 届出書記載事項による修正又は更新の方法 |
|---------------------------|----------------|--------------------------------|
| 現に所有している者 又は所有者とみなされる者 | 氏名・名称 | 権利取得者の氏名（法人の場合は名称）を記載する。 |
| | 住 所 | 修正申出に基づき所有者住所を記載する。 |
| | 記載事由 | 「国土利用計画法第23条第1項の規定による届出」を記載する。 |
| | 届出年月日 記載年月日 | 届出書の届出年月日を記載する。 |

別表7（第29条関係）
 登記情報による場合

| 林地台帳記載項目 | | 届出書記載事項による修正又は更新の方法 |
|----------|----------|--|
| 所 在 | 所在・地番 | 分合筆に伴う登記が発生した際、「登記所在」に示されている所在で記載内容を書き換える。 （登記種類により、台帳追加・削除等適宜台帳更新を行う。） |
| | 地 目 | 地目変更登記が発生した際、「登記地目」に示されている地目で記載内容を書き換える。 |
| | 面 積 (ha) | 分合筆・地積更正に伴う登記が発生した際に「登記地積」に示されている日付で記載内容を書き換える。 |
| 登記簿上の所有者 | 氏名・名称 | 「権利者」に示されている所有者名で林地台帳を書き換える。 |
| | 住 所 | 「権利者」に示されている住所で記載内容を書き換える。 |
| | 共有の有無 | 「権利者」に示されている持分割合が1分の1以外の場合に記載内容を「有」に書き換える。 |
| | 登記年月日 | 「登記年月日」に示されている日付で内容を書き換える。 |

別表 8 (第 29 条関係)
地積調査実施情報による場合

| 林地台帳記載項目 | | 届出書記載事項による修正又は更新の方法 |
|---------------------------|----------------|------------------------------|
| 地 積 調 査 | 済・未済 | 新たに地積調査が行われた場合「済」に書き換える。 |
| | 実施年月日 | 地積調査の実施日を記載する。 |
| 現に所有している者 又は所有者とみなされる者 | 氏名・名称 | 地積簿に基づき所有者氏名（法人の場合は名称）を修正する。 |
| | 住 所 | 地積簿に基づき所有者住所を記載する。 |
| | 共 有 | 地積簿に基づき共有の有無を修正する。共有者名を記載する。 |
| | 記載事由 | 修正の原因が「地積調査」である旨を記載する。 |
| | 届出年月日 記載年月日 | 更新対象の行に地積調査の実施日を記載する。 |

別表 9 (第 29 条関係)
住民基本台帳情報による場合

| 林地台帳記載項目 | | 住民基本台帳による修正又は更新の方法 |
|---------------------------|----------------|--------------------------|
| 現に所有している者 又は所有者とみなされる者 | 氏名・名称 | 住民基本台帳に基づき所有者氏名を修正する。 |
| | 住 所 | 住民基本台帳に基づき所有者住所を記載する。 |
| | 記載事由 | 修正の原因が「住民基本台帳」である旨を記載する。 |
| | 届出年月日 記載年月日 | 更新対象の行に更新日を記載する。 |

別表 10 (第 29 条関係)
境界の明確化に係る事業による場合

| 林地台帳記載項目 | | 測量事業成果による修正又は更新の方法 |
|---------------------------|----------------|--|
| 境界の確定に資する測量 | 済・未済 一部済 | 新たに測量が実査された場合で「未済」と記載されている場合は、実査状況に応じて「済」又は「一部未済」に書き換える。 |
| | 実施年月日 | 測量事業の実施日を記載する。 |
| 現に所有している者 又は所有者とみなされる者 | 氏名・名称 | 測量結果に基づき所有者氏名（法人の場合は名称）を記載する。 |
| | 住 所 | 測量結果に基づき所有者住所を記載する。 |
| | 共 有 | 測量結果に基づき共有の有無を修正する。共有者名を記録する。 |
| | 記載事由 | 修正の原因が「境界に係る測量事業」である旨を記載する。 |
| | 届出年月日 記載年月日 | 更新対象の行に測量事業の実施日を記載する。 |

別表 11 (第 29 条関係)
森林計画の認定による場合

| 林地台帳記載項目 | | 森林経営計画の認定情報による修正又は更新の方法 |
|-------------|-------|---|
| 森林経営計画の認定状況 | 認定の有無 | 新たに森林経営計画の認定を受けた場合には「有」に書き換える |
| | 認定の種類 | 認定権者に応じて「市町村長」、「都道府県知事又は「農林水産大臣」のいずれかを記載する。 |
| | 認定年月 | 森林経営計画認定書の認定年月を記載する。 |

別表 12 (第 29 条関係)

地域森林計画対象森林の区域の変更による場合及び市町村森林計画の樹立・変更による場合

| 変更内容 | 林地台帳の修正又は更新の内容 |
|------|---|
| 除 外 | 林地開発等により 5 条森林（地域森林計画の対象民有林）から除外されたものは林地台帳の対象外となるため当該林地の行を削除する。 |
| 編 入 | 5 条森林へ編入された場合は、新たに林地台帳の対象となるため当該林地の行を追加する。 |
| 分 班 | 林地の地番に対する林小班番号が追加・変更された場合は、記載事項を適宜修正する。 |
| 統 合 | 林地の地番に対する林小班番号の削除し、統合され保存すべき内容で適宜修正する。 |

別表 13 (第 29 条関係)

地図情報の修正又は更新

| 取得情報 | 林地台帳の修正又は更新の内容 |
|-------------|--|
| 地積調査成果 | 1 地番の記載事項・表示位置の修正 2 地番境界の修正 |
| 5 条森林の区域の変更 | [編入] 林小班番号、林小班境界、関連する地番及び地番境界の追加 [除外] 林小班番号、林小班境界、関連する地番及び地番境界の削除 [分班や統合による変更] 林小班番号、林小班境界の修正 |
| 境界明確化事業等の成果 | 地番の表示位置の変更 |
| 公図、地番図等 | 関連する地番及び地番界の修正・更新 |